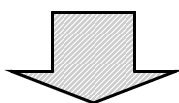


委員会の政策提案・提言機能をもつ手段・あり方の検討

議会改革検討小委員会（11/2）で方向性を確認

○ 特別委員会（テーマ特化型特別委員会の政策提案・提言機能強化）

- ・テーマ選定から委員間討議（論議）を実施
- ・その他、委員間討議の実施方法を検討



議会改革検討小委員会（10/31、11/2）での意見を踏まえ、

〈特別委員会の運営、調査のあり方（案）〉

【特別委員会設置時】（理事調整会議等で論議の上、決定（前回設置時））

- ▶ 特別委員会の設置、委員会数、付議事件（大枠の調査事項）について、理事調整会議（改選期は世話人調整会議）で論議の上、決定
- ▶ 5 臨中の議会運営委員会（改選期は世話人調整会議）で協議・決定の上、閉会日に特別委員会設置及び委員の選任を議決
- ▶ 5 臨で特別委員会正副委員長を互選

※ 特別委員会については、委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非など、特別委員会のあり方について、別途議論が必要ではないか。

【特別委員会設置後】（従来の大枠の調査事項決定後）

- ▷ 初回特別委員会：深掘りする特定テーマについて、委員間討議の上、決定
- ▷ 6 定以降：特定テーマに沿って、理事者から取組状況の説明聴取、参考人からの意見聴取、管内外調査を実施
- ▷ 5 臨（2 定）：政策提案・提言（報告書案）を委員間討議の上、決定し、委員長から政策提案・提言（報告書）を議長に提出
議会から執行部に政策提案・提言（報告書）を送付

※テーマ特化型特別委員会は、各委員会の判断により任意に実施